

四万十市教育委員会告示第 8 号

四万十市立小中学校再編検討委員会設置要綱を制定する告示を次のように定める。

平成28年 6 月28日

四万十市教育委員会

### 四万十市立小中学校再編検討委員会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 四万十市立小学校及び中学校の児童生徒数の減少等の状況を踏まえ、子どもたちにとって望ましい教育環境のもとで教育効果を高める観点から、本市の学校再編等に関する検討を行うため、四万十市小中学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

第 2 条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、教育長に報告する。

- (1) 児童生徒数の減少期にある学校改善に関する事項
- (2) 望ましい教育環境のもとで教育効果を高めるための学校再編に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、学校教育の振興及び向上に関する事項

#### (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のなかから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 市民代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が必要と認める者

3 委員の任期は、第 2 条の任務を終えるまでの間とする。

4 委員の出務に対し、四万十市の附属機関の委員等の例に準じ、報償費等を支給する。

#### (運営)

第 4 条 検討委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 検討委員会は、会長が招集しその議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 会長が必要と認めるときは、検討委員会の議事に関係あるものの出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- 1 この告示は、平成28年6月28日から施行する。
- 2 初回の委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。